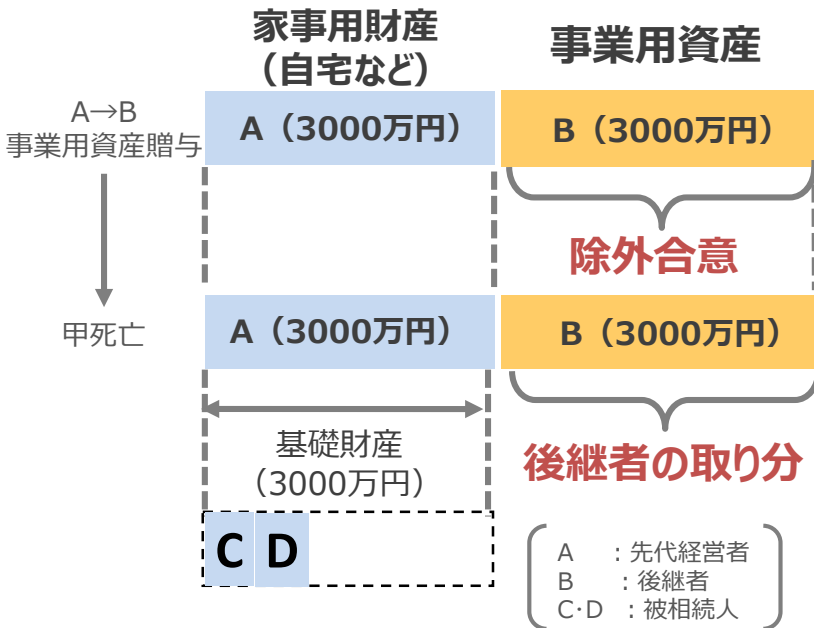


遺留分に関する民法特例のポイント（個人事業者向け）

経営承継円滑化法の遺留分に関する民法の特例制度を活用すると、後継者及び現経営者の推定相続人全員の合意の上で、現経営者から後継者に贈与等された事業用資産について、**遺留分算定基礎財産から除外（除外合意）** することができます。

除外合意とは

後継者が現経営者から贈与等によって取得した事業用資産について、他の相続人は遺留分の主張ができなくなるので、相続紛争のリスクを抑えつつ、後継者に対して集中的に事業用資産を承継させることができます。



事業用資産とは

事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象となります。

- ① 土地
- ② 建物
- ③ 減価償却資産
 - 機械・器具備品（工作機械・診療機器 等）
 - 車両・運搬具
 - 生物（乳牛等、果樹等）
 - 無形償却資産（特許権等） 等

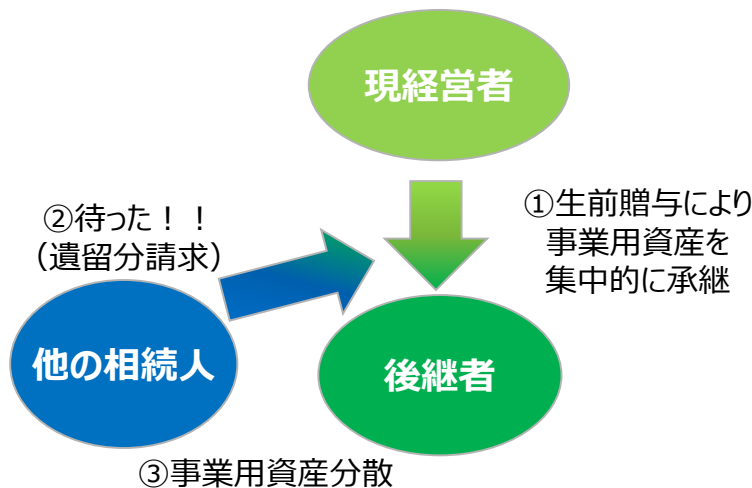
【工作機械】

【診療機械】



「遺留分」とは

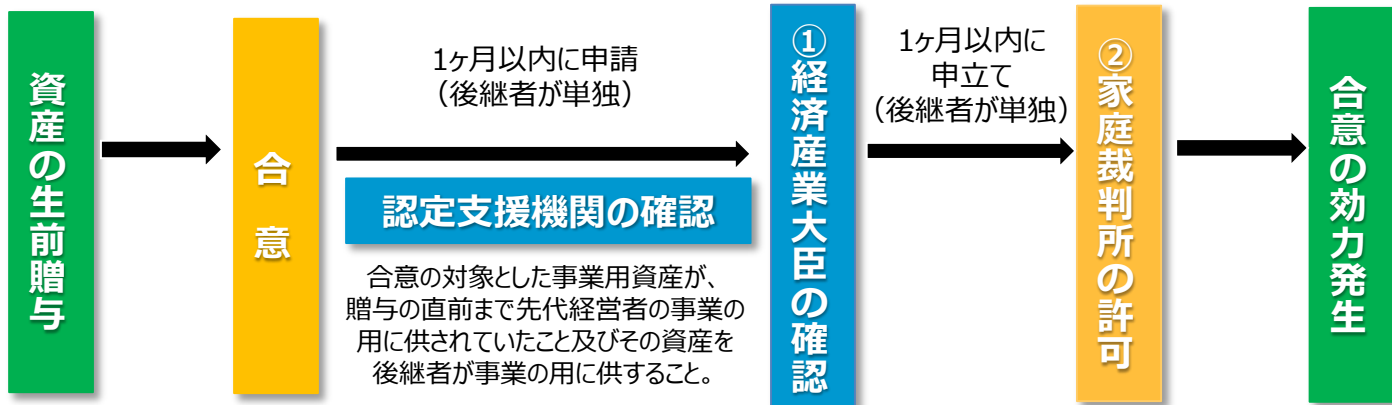
「遺留分」とは、民法上、最低限保障されている相続人の取り分であり、遺産の半分が「遺留分」となります。遺留分は被相続人(先代経営者)の意思にかかわらず、相続人全員が確保することができるため、他の相続人が過大な財産を取得し、自己の取得分が遺留分よりも少なくなった場合には、自己の遺留分に相当する金額の支払いを請求することができます。



- 推定相続人が複数いる場合、後継者に事業用資産を集中して承継させようとしても、遺留分を侵害された相続人から遺留分に相当する金額の支払いを求められた結果、事業用資産が分散してしまうなど、事業継続の妨げとなる場合があります。
- 遺留分の特例を活用し、円滑な事業承継を実現しましょう。

活用までの手続の流れ

民法特例を利用するには、適用要件を満たした上で、「推定相続人全員の合意」を得て、「経済産業大臣の確認」及び「家庭裁判所の許可」を受けることが必要です。



適用要件

- ①先代経営者：合意又は贈与の時点までに3年以上事業を営んでいたこと。承継する事業に係る「事業用資産」を全て贈与したこと。
- ②後継者：合意時点において個人事業者であること。現経営者からの贈与等により「事業用資産」を取得したこと。

① 経済産業大臣の確認

主な作成書類及び添付書類（提出先：経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財務課）

主な作成書類	主な添付書類
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 確認申請書<input type="checkbox"/> 確認証明申請書※確認証明書は家庭裁判所の許可申立てにおける添付書類となります。大臣確認の申請に際して同時に申請しておく、確認書と同時に交付が受けられます。<input type="checkbox"/> 合意書	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 印鑑証明書※後継者分を提出しない場合は、後継者の住民票の写しを併せて提出<input type="checkbox"/> 現経営者、推定相続人全員及び後継者の戸籍謄本若しくは抄本又は法定相続情報一覧図※現経営者については、原則、出生日から合意日までの連続した戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本が必要です。ただし、全ての戸籍の取得が困難な場合はお問合せください。<input type="checkbox"/> 認定支援機関の確認書※合意の対象とした事業用資産が、贈与の直前まで先代経営者の事業の用に供されていたこと及びその資産を後継者が事業の用に供することの確認<input type="checkbox"/> 現経営者の3年分の確定申告書

※戸籍謄本等については、家庭裁判所の許可申立てにおいても添付書類とされているため、経済産業大臣に対して確認の申請をする際には、その原本の還付を受けておくことをおすすめします。

② 家庭裁判所の許可

経済産業大臣の「確認書」の交付を受けた後継者は、確認を受けた日から1ヶ月以内に家庭裁判所（※）に「申立書」に必要書類を添付して申立てをし、家庭裁判所の「許可」を受ける必要があります。

家庭裁判所は、合意が当事者全員の真意によるものであるかどうかを確認し、そのように認められる場合、許可を行います。

（※）管轄裁判所は、現経営者の住所地の家庭裁判所です。

【問い合わせ先】 経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財務課

◆住所：〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号

※確認申請書の提出は、こちらまで郵送でお願いします。

◆電話：03-3501-1511（代表） 03-3501-5803（直通）

◆中小企業庁ホームページ：<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2014/141217Yoshiki.htm>